

訂 正 表

法改正（令和5年7月1日施行）に伴い、下記のとおり訂正します。

◆ 項目別効果測定

HD202210A/ECK202201/ECK202210

問題番号	【設問】
第一段階 02-01	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
第一段階 02-06	歩行者 → 歩行者等
第一段階 11/12-01	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
第一段階 11/12-02	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
第一段階 13-03	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
第一段階 13-07	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
第二段階 12/13-06	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
第二段階 17-01	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車

◆ 信号・標識標示問題

SH202007C

問題番号	【設問】	【解説】
1	-	軽車両 → 特定小型原動機付自転車と軽車両 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
2	(1) 歩行者 → 歩行者等	歩行者 → 歩行者等
3	-	歩行者 → 歩行者等
4	(2) 軽車両 → 特定小型原動機付自転車や軽車両 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	軽車両→特定小型原動機付自転車と軽車両 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
7	-	歩行者 → 歩行者等
9	-	歩行者 → 歩行者等
16	-	歩行者 → 歩行者等
17	-	歩行者 → 歩行者等
23	(1) (2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
24	(1) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
36	(1) (2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	-
48	-	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
49	(2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
51	(2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
52	(2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原付 → 一般原動機付自転車
53	(2) 普通自転車 → 特定小型原動機付自転車と自転車 歩行者 → 歩行者等	「自転車専用」→「特定小型原動機付自転車・自転車専用」 普通自転車以外→特定小型原動機付自転車と自転車以外 歩行者→歩行者等
54	(1) この標識がある道路では、特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は通行することができる。	「普通自転車等及び歩行者等専用」の規制標識である。特例特定小型原動機付自転車と普通自転車、歩行者等以外は通行できない。
55	-	歩行者専用 → 歩行者等専用
56	(1) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	歩行者専用 → 歩行者等専用
58	自転車 → 特定小型原動機付自転車と自転車	「自転車一方通行」→「特定小型原動機付自転車・自転車一方通行」 自転車→ 特定小型原動機付自転車と自転車
72	(1) (2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
73	(1) (2) 原動機付自転車 → 一般原動機付自転車	原動機付自転車 → 一般原動機付自転車
83	この標識は、歩行者と遠隔操作型小型車は通行できないことを示している。	歩行者通行止め → 歩行者等通行止め 歩行者 → 歩行者と遠隔操作型小型車
84	-	歩行者横断禁止 → 歩行者等横断禁止 歩行者 → 歩行者と遠隔操作型小型車
141	-	歩行者と軽車両 → 歩行者等と特例特定小型原動機付自転車、軽車両
142	-	歩行者と軽車両 → 歩行者等と特例特定小型原動機付自転車、軽車両
143	-	歩行者のみ → 歩行者と遠隔操作型小型車は